

病児・病後児保育事業のご案内(令和8年2・3月)

●令和8年2月2日より移転します

新病院の開院に伴い、東濃厚生病院「みずなみ病児・病後児保育所」は、令和8年1月23日（金）をもって閉所となります。

令和8年2月2日（月）からは、公立東濃中部医療センターの敷地内に新たに東濃中部病児・病後児保育所「にじいろ保育所」が開所します。

利用を希望される方は、事前に登録が必要です。

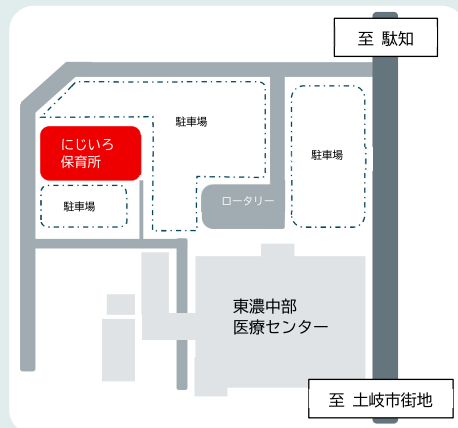
※以前、みずなみ病児・病後児保育所にご登録をいただいた方も、再登録が必要です。

●病児・病後児保育所はどこにあるの？

東濃中部病児・病後児保育所「にじいろ保育所」（公立東濃中部医療センター敷地内）

☎0572-55-2111（代表）

（土岐市肥田町浅野 1078-200）



●利用について

※一部運用を令和8年4月より変更する予定です。詳細は、後日案内をご覧ください。

<利用できる児童>

次のすべてに該当する場合に利用できます。

- 瑞浪市、土岐市に居住していること。
- 病気治療中または病気回復期にあり、医療機関に入院の必要はないが、安静にする必要があり、集団保育が困難であること。
- 利用時において、生後8ヶ月を超え小学校6年生までの乳幼児・児童
- 保護者が何らかの理由（勤務・病気・事故など）により、家庭で保育が困難な乳幼児・児童

<受け入れできない疾病または症状>

- 結核・麻疹・水痘などの空気感染の疾患
- インフルエンザの流行時期において、38.5℃以上の発熱性疾患
- 新型コロナウイルス感染症

※そのほか感染症や入院加療が必要な場合など、症状によりお預かりできないこともあります。）



<利用時間等>

- 利用時間・・・平日 午前8時～午後6時（土日祝及び年末年始は休業日）
- 利用日数・・・連続して7日まで（休業日）
- 利用者負担・・・利用料 1日1,000円（生活保護世帯または多子世帯は無料）

※そのほか緊急で受診した場合の医療費、また、紙おむつが不足した場合の実費は保護者負担となります。

※多子世帯とは、「18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養する世帯」です。

登録から利用までの流れ

①病児・病後児保育利用申請（事前に登録）

利用を希望される方は事前に登録手続きが必要です。登録用紙は、市役所こども家庭課、市内こども園」およびホームページなどにおいてあります。

「病児・病後児保育登録申請書」に記入し、こども家庭課または市内こども園、保育園へ提出してください。

こども家庭課から、「病児・病後児保育事業利用登録確認書」、利用当日に必要な「病児・病後児保育利用申請書」及び「病児・病後児保育意見書」の用紙をお渡しします。

利用料の減免を受ける場合（生活保護世帯・多子世帯）は、「利用料減免申請書」も一緒に提出してください。

②実際の利用予約

利用希望日の前日（休園日の場合はその前日）までの、午前8時30分～午後5時の間に病児・病後児保育所へ電話予約してください。

先着順に利用の予約ができます（定員2名）

かかりつけの医師から「病児・病後児保育意見書（有料）」を記入してもらってください。

③当日の利用（利用料の支払いが必要です）

※当日の症状によりお預かりできない場合があります。
※容体が変化した時は連絡を入れさせていただきます。

【提出書類】 病児・病後児保育利用申請書（保護者が記入）
病児・病後児保育意見書（かかりつけの医師が記入）

【持ち物】 ●お弁当（離乳食など お子さんに合わせて）
●お箸・スプーン、エプロンなどの食事で必要な用品
●おやつ・飲み物（おやつは午前・午後の2回分）
●着替え（1～2枚 ※嘔吐などされるお子さんは多めにご用意ください）
●手拭きタオル（2枚）
●ビニール袋2枚（着替え入れ用・おむつ入れ用）
●くすり（1回ずつ小袋に分け、氏名を明記してください）
●母子手帳、マイナンバーカード、東濃中部医療センターの診察券（お持ちの方）
※詳細は予約時にご確認ください。
＜必要な方＞
●お昼寝布団（お昼寝が必要なお子さん。季節に合わせた一組）
●歯ブラシ・コップ
●ミルク及び哺乳瓶（授乳中のお子さんのみ）
●おもちゃ及びDVD等（普段遊んでいるおもちゃや好きなDVD等）
●おむつ・おしり拭き5～6枚（おむつ使用のお子さんのみ）
※それぞれ年齢や月齢に合わせて、数量などをご検討ください。



内容は令和8年3月末までのものです。ご注意ください。

詳細は下記までお問い合わせください

■瑞浪市こども家庭課 ☎ 68-2114 8:30～17:15
■にじいろ保育所 ☎ 55-2111 8:30～17:00